

大分県新型コロナウイルス対応ウエディング応援事業実施要領

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の流行下において、結婚式や披露宴の実施を躊躇し、中止・延期するカップルが増加しており、実施する場合も、出席者数を制限したり、広い会場を確保したりするなど感染防止対策を徹底する必要がある。

こうした中、結婚式等の実施を希望するカップルが、地域の感染状況等を慎重に見極めつつ、感染防止対策を講じた結婚式等を実施した場合に、知事は、その経費の一部を新型コロナウイルス対応ウエディング支援金（以下「支援金」という。）として助成することにより、希望する時期の結婚を支援する。

その支給については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) カップル 結婚する予定である、又は、結婚している異性の2人
- (2) 結婚 法律婚（婚姻届を提出した戸籍上の婚姻関係）又は事実婚（婚姻届を提出していないが事実上法律婚に準ずる関係）をいう。
- (3) 結婚式等 結婚式又は披露宴、若しくはその両方をいう。結婚を記念して写真撮影のみ実施する場合を含む。なお、結婚式場、飲食店、自宅など実施する会場は問わない。
- (4) 配偶者等 カップルのうち支援金の申請者でない者

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を申請できる者（以下「支給対象者」という。）は、次の（1）から（6）の全てに該当する者とする。

- (1) 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に、結婚式等を実施した者
- (2) 県内で結婚式等を実施した者
- (3) 県内に居住している者（2人とも県内に居住している場合はいずれかの者）であり、結婚式等を実施した日から、1年以上大分県内に居住する予定である者
- (4) 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会及び一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が策定した結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づく別表に掲げる新型コロナウイルスの感染防止対策を講じた結婚式等を実施した者
- (5) 配偶者等を含め、過去に本支援金の支給を受けていない者
- (6) 配偶者等を含め、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

(支給対象経費)

第4条 支給対象経費は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象経費は、挙式料、会場使用料、貸衣装、ヘアメイク・着付け、写真・映像、司会、音響、プロジェクタ使用料、装花等その他の結婚式等の実施に直接必要な経費とする。ただし、飲食代、引出物、招待状・席次等の印刷物など出席者の人数に応じて変動する経費や、二次会経費、バス、タクシー等の移動費、旅行・宿泊費、結婚指輪代、衣装購入費、親族の貸衣装代、余興にかかる謝礼等は支給対象経費に含めないもの(支給対象外経費)とする。
- (2) 結婚式場等事業者が提供するいわゆるパックプランにより結婚式等を実施した場合など、上記(1)の支給対象経費と支給対象外経費の内訳が明細書で明確に区分できない場合は、その支払総額の1/2の額を支給対象経費とする。
- (3) 支給対象経費にかかるサービス料及び消費税については、支給対象経費に加えることができるものとする。

(支給対象外の結婚式等)

第5条 以下に掲げる結婚式等は支援金の支給対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業に該当する営業を行う事業者が飲食、サービス等を提供する結婚式等。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している事業者が飲食、サービス等を提供する結婚式等。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、第4条に掲げる支給対象経費の1/2の額とする。ただし、千円未満を切り捨て、10万円を限度とする。

(支給申請書類)

第7条 支援金の申請は、大分県新型コロナ対応ウェディング支援金支給申請書兼実績報告書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票(本人分のみで可。世帯全員の写しは不要)
- (2) 結婚式等に要した経費の内訳がわかる領収書及び明細書の写し
- (3) 大分県新型コロナ対応ウェディング支援金に係る感染防止対策証明書(第2号様式)
- (4) 振込先口座確認書類(通帳の口座等情報が確認できる部分の写し)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(支援金の申請方法)

第8条 支援金の申請は、電子申請又は郵送によるものとする。

(申請受付期間)

第9条 申請受付期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、結婚式等を実施した者に係る申請の受付期間は、令和3年3月15日から令和4年1月31日まで（郵送の場合は、令和4年1月31日まで必着）とする。
- (2) 令和4年1月1日から令和4年2月28日までの間に、結婚式等を実施した者に係る申請の受付期間は、令和4年1月1日から令和4年3月15日まで（郵送の場合は、令和4年3月15日まで必着）とする。

(支援金の支給方法)

第10条 知事は、申請者からの申請に基づき、支給対象経費等の確認を行い、支給額を決定し、申請者が指定した振込先に入金する。

(その他)

第11条 その他、次に定めるところによる。

- (1) カップルは、別表に掲げる対策内容を理解するとともに、国や県、市町村からの感染症に関する対応方針を踏まえ、感染防止対策を講じた安全な結婚式等を実施すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の流行の拡大等により、国や県、市町村から、県内での結婚式等の実施に関する要請が発せられた場合においては、本事業の取扱いを変更する場合がある。

附則

この要領は、令和3年2月26日から施行するものとし、令和3年1月1日から適用する。

附則

改正後の要領は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第3条（4）関係）

		対策内容
共通事項	1	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染防止対策を徹底すること。
	2	人と人との間隔はできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）確保するように努めること。
	3	従業員及び関連スタッフに対し、基本的な感染症対策「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」について、徹底させること。
	4	出席者が、次に掲げる者でないこと。 （1）新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果、陽性と認められる者及びその者と濃厚接触をした者 （2）同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者がいる者 （3）結婚式等を開催する日前14日以内に政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航をした者並びに当該渡航者との濃厚接触をした者 （4）発熱、倦怠感、味覚・嗅覚異常、風邪等の症状（咳、咽頭痛等）のある者
	5	出席予定者の体温を来館時に測定し、発熱症状等が見られた場合（37.5度以上の場合や37.5度未満でも平熱より高いことが明らかな場合）には、当該出席予定者を出席させないこと。
	6	出席予定者の来場時間や退場時間等を予め把握するなど、感染防止のため、出席者が密にならないよう徹底すること。（特に、結婚式や披露宴の終了後に出入り口やロビー等に密ができないように注意すること。）
	7	施設内の複数箇所（会場出入口等）に手指消毒液等を設置するとともに、消毒液がなくならないよう適宜補充すること。
	8	出席者の来場時には、マスクの着用を求め、ロビー、控室、式場等においては、常にマスクを着用してもらうこと。なお、マスクを持参していない出席者には、マスク配布等を行なうこと。また、従業員及び関連スタッフについても、マスク（マスクが難しい場合は、適宜フェイスシールド等）を着用すること。
	9	施設内は、機械換気等を含め適切な換気を徹底すること。
	10	出入口、トイレ等のウイルスの付着が考えられる箇所については、適宜消毒を実施すること。
	11	出席者、従業員にこまめな手洗いを推奨すること。
	12	出席者及び従業員等に新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAのダウンロードを推奨すること。
挙式場	13	出席者は隣席との「十分な間隔」を開けること。（「十分な間隔」とは、1メートル以上、可能なら2メートル以上を目安とし、少なくとも隣の席とは1席程度の間隔を開けることをいう。）
	14	No.13について、本表における感染防止対策の徹底及び以下に掲げる対策を遵守する場合には、定員での使用を妨げないものとする。 ①マスク着用の徹底 ②出席者には会話を控えるよう要請する ③大声を発する出席者に個別に注意する体制を整えること ④ゴスペルや雅楽の演奏については、演者と出席者等と2メートルの間隔をとること。それができない場合には、演者から飛沫が拡散しないための対策（透明の遮蔽物を設ける等）を行うなど、飛沫感染対策を行うこと ⑤出席者が参加しての合唱等は行わないこと

披露宴会場	15	披露宴会場は、できるだけ広めの会場を手配し、席の間隔は、飛沫感染が防げる「十分な間隔」(No.13参照)をあけること。
	16	提供する料理は、個人盛りとし、大皿盛りは避けること。また、お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けること。
	17	使用するお皿・グラス・シルバー類は使用前の消毒、使用後の洗浄を徹底すること。
	18	テーブル、いす等は披露宴開始前に清拭消毒をすること。
	19	披露宴会場等ドアの開閉は、原則として従業員が手袋を着用のうえ行うこと。
	20	余興を行なう際は、出席者と「十分な間隔」(No.13参照)を保ち、大声を発する余興等については、控えてもらうこと。
	21	マスクについては、使用の都度、消毒又は差し替えを行うこと。
	22	迎賓、送賓を行なう場合は、人が密集しないよう、係員による誘導を行うこと。
写真	23	集合写真を撮影する場合は、直前までマスクを着用し、会話を控えてもらうこと。なお、スナップ写真を撮影する場合は、密集となることのないポーズとすること。
ロビー・控室	24	テーブル、ソファ、ドアノブ、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト等、不特定多数の者が触れる可能性のある箇所については、定期的な清拭消毒を実施すること。
	25	他の結婚式等の出席者と重なることのないようなタイムスケジュール、動線に配慮すること。
	26	ロビー、控室等は、出席者が密になることのないようレイアウトすること。
トイレ	27	便器内は、通常の清掃を行い、ドアノブ、蛇口、手洗いシンク等は、定期的に清拭消毒を行なうこと。
	28	トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
	29	ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備すること。
	30	手を洗う場所には液体せっけん、手指消毒剤を設置すること。

清掃・消毒	31	界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。（ただし、不特定多数が触れる可能性のある個所については、始業前には清拭消毒を行なうが、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃でよいこととする。）
バックヤード	32	一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにすること。
	33	休憩スペースは、常時換気するよう努めること。
	34	共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒すること。
	35	休憩スペース等を使用する場合は、入退室の前後に手洗い、手指消毒などをすること。
従業員	36	従業員及び結婚式に係わる関連スタッフは、始業前及び実務開始前の検温、体調確認、手洗い又は手指消毒を徹底し、体調不良者については、他者と接することのないよう配慮し、自宅で静養させる等の措置をとること。
	37	ユニフォームについては、こまめに洗濯を行い、清潔に保つこと。
	38	従業員が新型コロナウイルスに感染した場合、当該従業員の濃厚接触者を特定し、「自宅待機」とすること。また、濃厚接触者となった従業員については、14日間の「自宅待機」とすること。
ゴミの廃棄	39	鼻水、唾液などのごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること。
	40	ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ずせっけん流水で手を洗うこと。
その他	41	美容室等、新郎新婦の体に直接接触する場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより、接触感染対策を行うこと。
	42	高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討すること。
	43	万が一、感染者が発生した場合に備えて、個人情報の取扱いに十分注意しながら、出席者の名簿を管理すること。
	44	本表に定める項目は、結婚式に係わる、パートナー企業、納入事業者等にも説明し、準拠を求めること。